

広島県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和六年七月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	SOMPOケア ラヴィーレ 平和公園	広島市中区大手町三 丁目11番20号	令和6年7月16日
老人ホーム	SOMPOケア ラヴィーレ 舟入	広島市中区舟入南四 丁目1番3号	令和6年7月16日